

6-2. 日常生活（福祉用具等）

●補装具購入（修理等）費の支給

日常生活または就学・就労の安定と能力向上のため、申請により補装具購入（修理・借受け）費を支給します。

※介護保険と共通する種目（車椅子・電動車椅子・歩行器・T字杖を除く歩行補助つえ）は介護保険の利用が優先されます。

※初めて製作する「義肢・装具」は、「治療用装具」として健康保険等による給付が受けられるため、身体障害者福祉法による支給対象にはなりません。

治療終了後、症状が固定し、職業その他日常生活の能率の向上を図る上で必要な場合は、身体障害者福祉法による補装具（義肢・装具）の支給対象となります。

【対象】

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等

【費用】

原則、基準額の範囲内でかかった費用の1割が自己負担となります。

世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

なお、東京都の判定では認められていない、使用者本人が希望するデザインや素材等を選択することにより基準額を超える差額は、自己負担となります。

【種類】

対 象	種 目
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
内部障害者（児）	車椅子（内部障害を原因とする、歩行に著しい制限のある方）
肢体不自由児（18歳未満）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※借受け対象種目：義肢・装具・座位保持装置の完成用部品、歩行器、座位保持椅子、重度障害者用意思伝達装置の本体

【手続き】

補装具購入（修理又は借受け）を受けるには、東京都心身障害者福祉センターの判定などが必要です。（視覚障害者安全つえ・歩行補助つえは判定不要）判定後、区役所は補装具購入（修理又は借受け）費の支給決定通知書の交付を行います。その後、補装具購入（修理又は借受け）費の支給を受けることができます。

※補装具購入（修理又は借受け）については、必ず事前に下記問合せ先にご相談ください。申請前に購入、修理又は借受けをした場合、補装具費の支給対象外となりますのでご注意ください。

【問合せ先】

身体障害のある方

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

難病患者等の方

向島保健センター 電話 03-3611-6135 FAX 03-3611-3113
本所保健センター 電話 03-3622-9137 FAX 03-3623-2108

●日常生活用具の給付

在宅での日常生活を容易にするため、下記の用具の給付をします。

【対象者】

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、精神障害者、難病患者等

【費用】

原則、基準額の範囲内でかかった費用の1割が自己負担となります。

世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

※支給後の物品の修理・撤去は、自己負担になります。

【手続き】

用具の給付は、区が業者に委託して実施します。現金給付ではありませんので、必ず購入する前にご相談ください。

【問合せ先】

身体障害のある方

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

精神障害・難病の方

向島保健センター 電話 03-3611-6135 FAX 03-3611-3113
本所保健センター 電話 03-3622-9137 FAX 03-3623-2108

【種類】

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
肢体 不 自 由	浴槽 (湯沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上	
	入浴担架		3 歳以上	入浴にあたって、家族又は他人の介助が必要な方
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	3 歳以上 介護優先	入浴時に介助が必要な方
	T 字杖・ 棒状の杖			障害理由で、通常の歩行が困難な方
	移動・移乗支援 用具		3 歳以上 介護優先	家庭内の移動等において介助が必要な方
	便器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 介護優先	
	特殊寝台		学齢児以上 介護優先	
	特殊マット		3 歳以上 18 歳未満まで	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上 介護優先	常時介護を必要とされる方
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 介護優先	着替えなどで家族又は他人の介助を要する方
			3 歳以上 介護優先	天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級	学齢児以上 介護優先	常時介護を必要とされる方
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害		入院中又施設入所中も、給付対象
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	3 歳以上 18 歳未満 まで	原則として付属のテーブルを付ける
ガス 安全システム	下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯	

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
肢体不自由	電磁調理器	上肢障害 1 級・2 級 下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	情報・通信支援用具	上肢機能障害	学齢児以上	一般の機器では操作が困難な方
	特殊便器	上肢障害 1 級・2 級	学齢児以上	
	携帯用会話補助装置	肢体不自由で音声言語に著しい障害のある方	学齢児以上	医師の診断書または意見書が必要
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	カーシート	肢体不自由 1 級・2 級	18 歳以上	座位の保持が困難な方
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる方		医師の診断書または意見書が必要
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）			
	ルームクーラー	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方	18 歳以上	医師の診断書または意見書が必要
	収尿器	脊髄損傷等による身体障害者（児）		
	紙おむつ等	① 身体障害者（児）で脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難な方 ② 身体障害者（児）でストーマの著しい変形等により、ストーマ用装具の装着ができない方 ③ 身体障害者（児）で二分脊椎による排尿機能障害または排便機能障害のある方	3 歳以上	身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
住宅設備小規模改修	下肢又は体幹機能障害 3 級以上	学齢児以上 65 歳未満 介護優先	手すりの取付け・段差解消・すべり防止等・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え等	
視覚障害	情報・通信支援用具 ①画面拡大ソフト等 ②ワンセグラジオ	①視覚障害 ②視覚障害 1 級・2 級	①学齢児以上 ②年齢制限なし	①パソコンを使用することで社会参加が見込まれる方
	点字ディスプレイ	視覚障害 1 級・2 級	18 歳以上	
	活字文書読上げ装置			
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		学齢児以上	
	時計		18 歳以上	
	点字器	視覚障害の方	学齢児以上	
	点字タイプライター	視覚障害 1 級・2 級		就労、就学しているか又は就労が見込まれている方

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件	
視覚障害	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の方	学齢児以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方	
	音響案内装置	視覚障害 1 級・2 級		18 歳以上	2 級の方は、送信機のみ
	音声式体温計				視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	体重計				
	電磁調理器				
	点字図書		視覚障害者（児）	学齢児以上	情報の入手を点字によっている方
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	自動消火装置				
聴覚障害 ・ 音声言語障害 ・ 平衡機能障害	携帯用会話補助装置	音声又は言語機能障害	学齢児以上	医師の診断書または意見書が必要	
	携帯用信号装置	聴覚又は音声言語機能障害 3 級以上			
	フラッシュベル				
	屋内信号装置	聴覚障害 2 級	18 歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	聴覚障害者用通信装置(ファックス)	聴覚又は音声、言語機能に著しい障害のある方	学齢児以上		
	情報受信装置	聴覚障害者（児）			
	会議用拡聴器	聴覚障害 4 級以上	学齢児以上		
	人工喉頭 ① 笛式 ② 電動式 ③ 埋込型用人工鼻	喉頭摘出により音声又は言語機能障害のある方		③埋込型用人工鼻は“発声手段のため”常時これを使用する方。医療保険の適用外の材料に限り対象。	
	頭部保護帽	平衡機能障害	3 歳以上 介護優先	家庭内の移動等において介助が必要な方	
	移動・移乗支援用具				
	ガス安全システム	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した身体障害者	18 歳以上	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	自動消火装置				
内部障害	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる方	18 歳以上	医師の診断書または意見書が必要	
	たん吸引器				
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）				
	空気清浄器	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上		
	T 字杖・棒状の杖	重度の内部障害		障害が原因で、通常の歩行が困難な方	

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
内部障害	酸素吸入装置	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上	医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない方で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた方 医師の診断書または意見書が必要
	酸素ボンベ運搬車			医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方及び酸素吸入装置の給付を受けた方
	ストーマ用装具	直腸・小腸機能障害等により身体障害者手帳の交付を受け、人工肛門を設け排泄を行う方、又は膀胱機能障害等により身体障害者手帳の交付を受け、人工膀胱を設け排泄を行う方		身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	紙おむつ等	① 身体障害者(児)で脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難な方 ② 身体障害者(児)でストーマの著しい変形等により、ストーマ用装具の装着ができない方 ③ 身体障害者(児)で二分脊椎による排尿機能障害または排便機能障害のある方	3 歳以上	身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	透析液加温器	人工透析を必要とする身体障害者	3 歳以上	自己連続携行式腹膜灌流患者の方 医師の診断書または意見書が必要
	電磁波防護服	心臓機能障害 1 級		ペースメーカー等を装着されている方
	電磁調理器	呼吸器機能障害 3 級	18 歳以上	在宅酸素使用のため、ガス調理器具を利用できない方
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	住宅設備小規模改修	内部障害を原因とする、筋力低下等の機能障害により、補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方	学齢児以上 65 歳未満 介護優先	手すりの取付け・段差解消・すべり防止等・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え等
知的障害	特殊便器	愛の手帳 1 度・2 度	学齢児以上	
	特殊マット		3 歳以上 介護優先	
	頭部保護帽			てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 入院中又施設入所中も、給付対象
	火災警報器	愛の手帳 1 度・2 度		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	電磁調理器		18 歳以上	

障害別	種目	障害程度	年齢	その他の要件
精神障害	多脚杖	服用している薬の副作用等により、通常の歩行が困難な方	介護優先	
	T字杖・棒状の杖			
	頭部保護帽		介護優先	
難病患者等	入浴補助用具	入浴時に介助が必要な方	介護優先	
	移動・移乗支援用具	下肢又は体幹が不自由な方	介護優先	
	便器	常時介護を必要とされる方		
	特殊便器	上肢に障害のある方	介護優先	
	特殊マット	寝たきりの状態にある方	18歳未満	
	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	18歳以上	
	火災警報器	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	
	自動消火装置		介護優先	
	特殊寝台	寝たきりの状態にある方	18歳以上 介護優先	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある方	介護優先	
	体位変換器	寝たきりの状態にある方	介護優先	
	特殊尿器	自力で排尿ができない方		
	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある方		
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	18歳以上	
住宅設備小規模改修	下肢又は体幹機能に障害のある方			

●中等度難聴児の補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成します。

【対象】

下記のすべての要件をみたす児童

- ① 墨田区に住所があり、18歳未満であること
- ② 両耳の聴力レベルが、原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象となっていないこと
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果を期待できると医師が判断していること
- ④ 助成対象児童の属する世帯に、区市町村民税の所得割の額が46万円以上の世帯員がいないこと
- ⑤ 他の制度で補聴器購入費用の助成を受けていないこと。

【助成額】

補聴器ごとの基準額と補聴器の購入費用を比較して、少ないほうの額に下記の助成率をかけた額

区分	助成率
生活保護等受給世帯	10/10
対象児童の世帯内に区市町村民税等が課税されている者が含まれていない場合	10/10
対象児童の世帯内に区市町村民税等が課税されている者が含まれている場合	9/10

【助成限度額】

137,000円（補聴器 1 台あたり）

※修理費、付属品に係る費用は対象外です

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6166 FAX 03-5608-6423

●紙おむつ等の支給

3歳以上の障害のある方で、当該疾病、障害が原因により常時失禁または寝たきりの状態にあるため、おむつを使用する必要がある方に紙おむつ等を支給します。

【対象】

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 愛の手帳 1・2 度
- ③ 脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方
- ④ 特殊疾病（難病）の認定を受けている方

【内容】

◆紙おむつ（平型タイプ、テープ型、パンツ型があります）

◆尿取りパッド（紙おむつとの併用もあります）

※病院に入院中で病院指定のおむつ等を使用している方には、月額 7,000 円を限度として、おむつ代を支給します（病院の証明書が必要です）。

※区市町村民税が課税されている世帯には、自己負担（500 円または 700 円）があります。

【支給制限】

- ① 高齢者福祉課の紙おむつ等支給事業により、紙おむつ等またはおむつ代が支給されている方
- ② 施設に入所している方
- ③ 介護療養型の病院に入院している方
- ④ 生活保護を受給している方

【支給開始月】

申請日の属する月分から支給します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●補助犬の給付（盲導犬・介助犬・聴導犬）

補助犬を給付します。

【対象】

次のすべての要件に該当する方

- ① 都内におおむね 1 年以上居住する満 18 歳以上の在宅の身体障害者であること
 - ・盲導犬…視覚障害 1 級
 - ・介助犬…肢体不自由 1 級・2 級
 - ・聴導犬…聴覚障害 2 級
- ② 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が 77,000 円未満であること
- ③ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する方にとっては、その家屋の所有者または管理者の承諾を得られること
- ④ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
- ⑤ 社会活動への参加に効果があると認められること

【費用】

無償。ただし、飼育費等は自己負担。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

●住宅設備改善費助成

在宅で生活する重度の肢体不自由の方の日常生活を容易にするため、居住する住宅設備の改善に要する費用を助成します。

※住宅の改善については、必ず事前に下記問合せ先にご相談ください。事後の申請では改善費の助成対象外となりますので、ご注意ください。

【費用】

世帯の区市町村民税課税状況に応じて自己負担があります。世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成対象外です。

【対象・種目等】

種 目	対 象 者	
中規模改修	学齢児以上 65 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が 2 級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、40 歳以上 65 歳未満で、介護保険法施行令に定める老化が原因とされる 16 種類の病気により、介護保険の対象となる者は、実工事価格が介護保険住宅改修費の支給限度額を超える場合に限りです。	966,000 円
屋内移動設備	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が 1 級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体、付属機 具及び設置費 1,406,000 円
階段昇降機	学齢児以上の階段昇降が困難な方で、上肢障害が 1 級の者、下肢又は体幹に係る障害の程度が 3 級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

●緊急通報システム（民間通報型）

通報ボタンを押すと、民間の「受信センター」に通報が入ります。看護師が対応し、緊急時には「受信センター」から東京消防庁へ救急車等の出動を要請し、必要に応じて警備会社の現場派遣員が駆けつけます。

また、看護師が 24 時間いつでも健康相談等を受けます。

※火災安全システムを利用される方は、利用できません。

【対 象】

- ① 18 歳以上 65 歳未満の在宅で一人暮らし等の身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
- ② 18 歳以上 65 歳未満の在宅で一人暮らし等の難病患者

【利用者の負担金】

住民税 非課税 0 円
課 税 500 円（毎月）

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●火災安全システム

身体に重度の障害のある方が急病などになった時や、火災が発生した時に、固定電話回線を通して家庭内に設置した無線の発信機により、消防庁に通報できます。

※身体障害のある方は、消防庁直結緊急通報システム利用となり、緊急通報協力員として複数人のご近所の方の登録が必要です。

【対象】

- ① 18歳以上 65歳未満の在宅で一人暮らし等の身体障害者手帳 1級または 2級の方
- ② 18歳以上 65歳未満の在宅で一人暮らし等の愛の手帳 1度または 2度の方

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●聴覚障害のある方等のための緊急通報（警察・110番）

聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンやファクスなどを利用して、文字や画像で警察に通報できるサービスがあります。

◆110番アプリ

スマートフォンに AppStore または GooglePlay から警察庁の「110番アプリ」をダウンロードし、事前に利用登録することで使用できます。

従来型の携帯電話の場合は、以下の警察庁のサイトにアクセスし、事前に利用登録することで使用できます。

<https://mobile110.npa.go.jp>

※音声による110番通報が可能な方は、音声による110番通報をお願いします。

◆ファクスでの通報

FAX：03-3597-0110

【問合せ先】

警視庁通信指令本部指令計画第一係 電話 03-3581-4321（代表）

※ファクス、メールで問合せをされる場合は、区の障害者福祉課にご連絡下さい。

●聴覚障害のある方等のための緊急通報（消防・119番）

聴覚障害、言語障害のある方など、音声による通報が困難な方のために、緊急時にスマートフォンやファクスなどで、消防に通報できるサービスがあります。

◆東京消防庁緊急ネット通報

音声（肉声）による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。ご利用には、事前の登録が必要です。

【対象者】

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、または在勤・在学している聴覚または音声・言語等に機能障害がある方、インターネット接続機能および電子メール機能を使うことができる携帯電話またはスマートフォンをお持ちの方

※詳細は、東京消防庁のホームページより「安全・安心情報」－「①火災予防」－「3 119番通報」をご覧ください。

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>